

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで
② 平成7年2月から8年3月まで
③ 平成9年4月から同年10月まで

私が昭和52年3月に転職した会社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、元雇用主が、その頃に、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

その後、会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和55年3月までの間は、給料から国民年金保険料を天引きされていた記憶があるので、元雇用主が、私の保険料を納付してくれたはずである。

また、私は、平成7年1月に会社を退職した後に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶は無いが、毎月、自宅に送られてきた納付書により銀行又は郵便局で申立期間②の国民年金保険料を納付していた。

申立期間③の前後の期間の国民年金保険料については、母親が、遡ってまとめて納付してくれているので、申立期間③の保険料についても、母親が、遡ってまとめて納付してくれたはずである。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和52年3月頃に、その元雇用主が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているところ、申立期間①直前の53年4月から同年12月までの期間及び申立期間①直後の54年4月から同年6月までの

期間の保険料は、現年度納付されていることが、申立人の特殊台帳により確認できる上、申立期間①の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、平成7年1月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った記憶は無いが、毎月、自宅に送られてきた納付書により銀行又は郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立人の同年同月の国民年金の被保険者資格取得の記録は、9年3月に追加されていることが、オンライン記録により確認できること、ii) 申立期間②直前の7年1月の保険料は、9年2月に納付されていることが、申立人が所持する領収証書により確認できることから、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きは、同年同月頃に行われたものと推認でき、それまでは、申立期間②は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

また、申立人は、口頭意見陳述において、平成7年1月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていないにもかかわらず、納付書が送られてきたのは、社会保険事務所（当時）が、職権により申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったからであると主張しているが、その当時、社会保険事務所では、厚生年金保険の被保険者の住所地を把握していなかったことから、申立人が勤務していた会社を管轄する社会保険事務所から申立人が居住する市を管轄する社会保険事務所に対して、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことを伝えていたとは考え難く、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きが、職権により行われていたと推認することはできない。

さらに、申立期間③について、申立人は、その母親が、申立期間③の前後の期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付してくれているので、申立期間③の保険料についても、その母親が、遡ってまとめて納付してくれたはずであると主張しているが、申立人自身は、申立期間③の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、保険料の納付時期や納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間③の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間③は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

その上、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川厚生年金 事案 7242

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和55年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月31日から同年11月1日まで
私は、B社関連の事業所で、昭和42年3月から平成23年3月まで継続して勤務したが、出向先のA社からB社に復職する際の昭和55年10月の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された復職人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社関連の事業所に継続して勤務し（昭和55年11月1日に、A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和55年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行って

おらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 1 月 21 日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、A社に勤務していた被保険者期間のうち、平成 13 年 9 月までは標準報酬月額が 26 万円であったが、申立期間については 22 万円に下がっている。退職するまで給与が下がったことは無かったので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立人がA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 13 年 6 月から同年 9 月までは 26 万円とされていたところ、申立期間は 22 万円と記録されている。

しかしながら、申立人は、A社での給与が下がったことは無いと主張しているところ、同社の社会保険担当役員は、「申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無いものの、申立人の給与を減給するようなことはしていないことから、支給した給与に見合う額で保険料を控除した。」と回答している。

また、申立人の取引銀行が提出した預金取引明細表から、申立期間における給与は減給されていないことが確認できる。

さらに、年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき既にあっせん

されたA社に係る複数の同僚の給与明細書に記載された保険料控除額は、いずれも当該同僚の報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年5月11日まで

私は、昭和34年4月1日にA社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同34年5月11日となっているため、被保険者期間に1か月欠落が生じている。調査の上、資格取得日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及びD厚生年金基金の記録により、申立人は、昭和34年4月1日からA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立期間当時、入社した学卒者については、4月の入社後に1か月程度の集合研修があり、研修終了後の5月上旬に配属先の各支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得する届出を行っていた。資格取得日は、入社日で行うことが実務上の慣例となっていた。」と回答しており、オンライン記録から、申立人が同期に入社したとして挙げた同僚3名は、申立人の同社の支店において、昭和34年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、「当時の給与計算業務は、本店において全支店分を一括して行っていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和34年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月9日は49万円、18年7月14日は45万円、同年12月8日は47万8,000円、19年12月14日は48万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月8日
④ 平成19年12月14日

私は、昭和62年9月1日から平成20年3月25日までの期間において、A事業所に勤務していたが、同事業所に現在も勤務している元同僚から賞与に係る厚生年金保険の記録が漏れているという連絡をもらったので調べたところ、申立期間①から④までに支給された賞与について、賞与明細書では厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、申立期間①から④までにおいて、平成17年12月9日は49万円、18年7月14日は45万円、同年12月8日は47万8,000円、19年12月14日は48万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと

が認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年3月5日から同年4月1日まで

父は、A社関連の事業所で昭和21年4月から53年8月まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、同社本社から同社C支店に転勤した際の34年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の在籍人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年4月1日に、同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年7月20日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年7月及び同年8月は5万2,000円、同年9月は5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月20日から同年10月1日まで

私は、昭和45年1月にB社に入社後、同社C事業所でD職として勤務していたが、同年7月に同社C事業所が分離独立してA社となった後は、同社で同年9月末日まで勤務した。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和45年7月から同年9月までの給料支払明細書及び事業主の回答から、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料支払明細

書の保険料控除額から、昭和 45 年 7 月及び同年 8 月は 5 万 2,000 円、同年 9 月は 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 45 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、同社は、昭和 45 年 7 月 20 日に法人格を有しており、事業主は、申立期間の従業員数は 5 名であったと回答していることから、A 社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったことを認めていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 7248 (事案 4338 の再申立て)

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 23 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26 年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録訂正をすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 23 年 9 月から同年 11 月までは 2,700 円、同年 12 月から 24 年 4 月までは 4,200 円、同年 5 月から 25 年 3 月までは 4,000 円、同年 4 月から 26 年 3 月までは 4,500 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 9 月 1 日から 26 年 4 月 1 日まで

私は A 社、B 社及び C 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かったため記録の訂正を求めた結果、B 社及び C 社に勤務していた期間の記録訂正は認められなかった。D 社から、私が勤務した事業所は厚生年金保険の適用事業所として存在したと推測できる旨の回答を得たので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に係る詳細な記憶、勤務辞令、E 社の人事経歴書及び F 社の人事経歴書から、申立人が申立期間に B 社及び C 社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録により、B 社及び C 社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる上、B 社及び C 社に勤務していた同僚の所在が確認できず、申立人の当時の勤務実態について証言を得ることができないことから、記録の訂正が認められないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 11 月 4 日付け年金記録の訂正

は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、D社から、申立人が勤務していたB社は厚生年金保険の適用事業所であったと推測できる旨の回答を受けたとして再申立てを行っていることから、申立人と同一の生年月日で類似の氏名を検索したところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と生年月日が同一で、同姓かつ名前の文字の並びが逆になっている者が昭和 23 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26 年 4 月 1 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、上記被保険者名簿及び被保険者台帳（旧台帳）において、申立人が記憶する同僚の名前が確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 23 年 9 月 1 日）から適用事業所でなくなった日（26 年 4 月 1 日）までの期間において、申立人と同姓で、生年月日が同一の者はほかに見当たらないことから、当該被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 23 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26 年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記被保険者名簿の記録から、昭和 23 年 9 月から同年 11 月までは 2,700 円、同年 12 月から 24 年 4 月までは 4,200 円、同年 5 月から 25 年 3 月までは 4,000 円、同年 4 月から 26 年 3 月までは 4,500 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は、昭和21年12月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から同年12月31日まで

私の夫は、昭和11年にA社B工場に入社し、17年6月から厚生年金保険に加入した。その後、同年11月27日に陸軍に召集され、21年12月に復員した。召集されていた間も、A社B工場での厚生年金保険の被保険者記録があるが、復員前の同年2月1日に資格喪失となっているのはおかしい。申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、C県福祉部保健局の発行する軍歴確認書から、昭和17年11月27日に陸軍に召集され、21年12月31日に召集解除となったことが確認できるが、オンライン記録によると、申立人は17年6月1日に被保険者資格を取得し、21年2月1日に同資格を喪失している。

しかしながら、A社から提出された人事記録から、申立期間は兵役休職期間であり、申立人は、申立期間においても、同社に在籍していたことが確認できる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被

保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定により時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、軍歴確認書の召集解除日である昭和 21 年 12 月 31 日に訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和45年10月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月12日から同年11月12日まで
私は、昭和45年4月1日にA社に入社し、50年12月20日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

申立期間は、A社B工場から同社C工場に異動し、同社C工場において実習を行っていた時期である。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿、D厚生年金基金掛金情報及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務（昭和45年10月12日に同社B工場から同社C工場に異動）していたことが認められる。

また、A社から提出されたD厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届によると、申立人は、昭和45年10月12日に同社B工場で同基金加入員資格を喪失し、同日に同社C工場で同資格を取得した記載があり、同社及びE企業年金基金は、「申立期間当時、社会保険に係る届出は複写式の届出用紙を使用しており、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合への届出は一体であった。」と回答していることから、同社では、厚生年金基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 45 年 10 月 12 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 工場における昭和 45 年 11 月の社会保険事務所の記録から、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和60年11月1日から61年9月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月1日から61年10月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与月額に比べて、著しく低額であることが判明した。

調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和60年11月から61年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の60年12月分から61年3月分まで（厚生年金保険料は翌月控除）の給与支払明細書に記載されている報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る預金通帳に記載されている給与支給額において推認できる厚生年金保険料額から、30 万円とすることが必要である。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月から同年 8 月までについて、申立人は、その主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（10 万 4,000 円）が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していること、また、61 年 9 月の標準報酬月額は、申立人から提出された預金通帳に記載されている給与支給額において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（6 万 8,000 円）が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、昭和 60 年 11 月から 61 年 8 月までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に解散しており、事業主からは回答が得られず、A 社の給与計算を受託していた B 会計事務所は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、別添の標準報酬月額（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 1 日から 60 年 1 月 1 日まで
日本年金機構から「厚生年金加入記録のお知らせ」を受け取ったが、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給料支払明細書に記載されている報酬額より低く記録されている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、給与支払明細書がある期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、別添の標準報酬月額（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

また、給与支払明細書が無い昭和 50 年 3 月、同年 5 月、51 年 5 月、同年 6 月、同年 8 月、52 年 4 月、同年 5 月及び 57 年 9 月については、上記給与支払明細書のうち、その前後の期間の給料支払明細書の保険料控除額から、別添の標準報酬月額（別添一覧表参照）に訂正することが必要であ

る。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は当時の資料が無く不明としているが、給与支払明細書において確認若しくは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認若しくは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

期 間	標準報酬月額
昭和 48 年 7 月	6 万 4,000 円
昭和 48 年 8 月及び同年 9 月	7 万 2,000 円
昭和 48 年 10 月	6 万 8,000 円
昭和 48 年 11 月から 49 年 2 月まで	7 万 2,000 円
昭和 49 年 3 月から同年 8 月まで	8 万 6,000 円
昭和 49 年 9 月から 50 年 3 月まで	9 万 2,000 円
昭和 50 年 4 月から同年 8 月まで	10 万 4,000 円
昭和 50 年 9 月及び同年 10 月	11 万円
昭和 50 年 11 月及び同年 12 月	11 万 8,000 円
昭和 51 年 1 月	11 万円
昭和 51 年 2 月	12 万 6,000 円
昭和 51 年 3 月	14 万 2,000 円
昭和 51 年 4 月から同年 8 月まで	13 万 4,000 円
昭和 51 年 9 月	12 万 6,000 円
昭和 51 年 10 月及び同年 11 月	11 万 8,000 円
昭和 51 年 12 月	12 万 6,000 円
昭和 52 年 1 月	11 万 8,000 円
昭和 52 年 2 月	12 万 6,000 円
昭和 52 年 3 月から同年 5 月まで	13 万 4,000 円
昭和 52 年 6 月	16 万円
昭和 52 年 7 月	15 万円
昭和 52 年 8 月から同年 11 月まで	16 万円
昭和 52 年 12 月	17 万円
昭和 53 年 1 月	16 万円
昭和 53 年 2 月	18 万円
昭和 53 年 3 月から同年 5 月まで	17 万円
昭和 53 年 6 月及び同年 7 月	18 万円

昭和 53 年 8 月及び同年 9 月	17 万円
昭和 53 年 10 月	19 万円
昭和 53 年 11 月から 54 年 8 月まで	18 万円
昭和 54 年 9 月及び同年 10 月	19 万円
昭和 54 年 11 月	20 万円
昭和 54 年 12 月から 55 年 5 月まで	19 万円
昭和 55 年 6 月	18 万円
昭和 55 年 7 月	20 万円
昭和 55 年 8 月	19 万円
昭和 55 年 9 月	20 万円
昭和 55 年 10 月	19 万円
昭和 55 年 11 月	20 万円
昭和 55 年 12 月から 56 年 2 月まで	22 万円
昭和 56 年 3 月	20 万円
昭和 56 年 4 月から同年 9 月まで	22 万円
昭和 56 年 10 月	24 万円
昭和 56 年 11 月	22 万円
昭和 56 年 12 月から 57 年 5 月まで	24 万円
昭和 57 年 6 月から同年 9 月まで	22 万円
昭和 57 年 10 月及び同年 11 月	24 万円
昭和 57 年 12 月	26 万円
昭和 58 年 1 月から同年 8 月まで	24 万円
昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月まで	26 万円
昭和 59 年 4 月から同年 8 月まで	28 万円
昭和 59 年 9 月から同年 12 月まで	30 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から13年3月21日まで

私は、平成4年4月1日から13年3月20日まで、A社において、正社員として勤務し、B職の仕事をしていた。

申立期間当時の給与明細書は無いが、入社から退社まで20万円程度の給与を支給されていたにもかかわらず、ねんきん定期便では、明らかに給与額に見合う標準報酬月額とはなっていないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は、当該期間のうち、5年1月から6年3月までは14万2,000円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに70名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成

5年1月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た14万2,000円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成4年4月1日から5年1月1日までの期間及び6年10月1日から13年3月21日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する給与支給額に基づく標準報酬月額と比較して低い額に記録されている。

しかし、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる資料が無いことから、当該期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する給与明細書を当委員会で検証したところ、いずれも、オンライン記録における標準報酬月額を超える給与支給額であるものの、源泉控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年2月から4年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から4年12月1日まで

申立期間の標準報酬月額が、退職した後に減額訂正されていることが判明した。私は、B職として勤務し、当該訂正処理には一切関与していないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成2年10月から4年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年12月30日）より後の5年3月3日付けで、3年2月1日に遡って17万円に減額訂正の処理がされていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において厚生年金保険被保険者記録がある複数の被保険者についても、申立人と同様、平成5年3月3日付けで標準報酬月額の記録が遡って減額訂正の処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年2月から4年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月21日から同年12月30日まで
申立期間の標準報酬月額が、退職した後に減額訂正されていることが判明した。私は、B職として勤務し、当該訂正処理には一切関与していないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年12月30日）より後の5年3月3日付けで、資格取得時に遡って20万円に減額訂正の処理がされていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において厚生年金保険被保険者記録がある複数の被保険者についても、申立人と同様、平成5年3月3日付けで標準報酬月額の記録が遡って減額訂正の処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、昭和51年10月から52年6月までは17万円、同年7月から同年9月までは19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月1日から52年10月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、B厚生年金基金の記録と相違しているため、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、16万円となっている。

しかし、B厚生年金基金及びC健康保険組合が保管する申立人の被保険者記録において、申立期間における標準報酬月額は、昭和51年10月から52年6月までは17万円、同年7月から同年9月までは19万円であることが確認できる。

また、B厚生年金基金の事務担当者は、「当時の届出用紙の様式は不明である。」と述べているが、C健康保険組合の事務担当者は、「申立期間当時の届出用紙は、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合の複写式であった。」と供述していることから、A社は、厚生年金基金及び健康保険組合に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていると考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人の申立期間におけるB厚生年金基金及びC健康保険組合の記録から、昭和51年10月から52年6月までは17万円、同年7月から同年9月までは19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年12月12日は36万円、18年7月10日は31万6,000円、同年12月11日は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月12日
② 平成18年7月10日
③ 平成18年12月11日

厚生年金保険の記録では、申立期間①から③までに支給された賞与の記録が無い。しかし、賞与明細書によると、当該賞与は支給されており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書から、申立人は、申立期間①から③までにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は36万円、申立期間②は31万6,000円、申立期間③は36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月15日から40年1月1日まで
私は、昭和39年4月1日から平成11年1月31日までの期間において、A社に勤務していた。同社B事業所へ異動となった申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社C事業所から同社本社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社が保管する人事記録に、「昭和39年12月14日 本社B事業所」と記載されていることから、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年12月15日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、資格取得日が昭和40年1月1日となっていることから、事業主が資格取得日

を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 39 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年11月8日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が減額されており、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から6年7月まで53万円と記録されていたところ、同年8月4日付けで8万円に減額訂正処理され、その後、同年10月の定時決定の記録も53万円から8万円に同年11月1日付けで減額訂正処理されていることが確認できる上、申立人のほかに、15名の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、A社の複数の元従業員から、「申立期間当時の同社の経営状態は、経営不振のため、資金繰りが苦しく、多額の負債を抱え込んでいた様子であり、当時、給与の遅配及び分割支給が発生していた。」との証言を得ている。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は取締役であったことが確認できるが、社会保険事務所の標準報酬月額の訂正処理日においては、既に取締役を辞任しており、同社の複数の同僚も、「社会保険関係の決定者は社長の奥さんであった。申立人はB部長であり、社会保険事務には一切関与していなかった。」と証言していることから、申立人が、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成6年8月4日付け及び同年11月1日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所に標準報酬月額を減額処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年6月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年3月23日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和6年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和24年6月25日から25年3月23日まで

私は、昭和24年6月頃にA社に就職し、25年3月頃までB職として勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていないが、申立期間前後の記録がC管内の渉外労務管理事務所の記録として認められたので、申立期間の記録もどこかの渉外労務管理事務所にあるはずである。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ姓で名前の一字が異なり、生年月日が異なる者が、昭和24年6月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年3月23日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、上記の者の生年月日は、E 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の生年月日と同一である。

さらに、申立期間より後に申立てに係る事業所とは異なる事業所で、申立人と一緒に勤務していた同僚は、「私もA社に勤務していた。当時は、Fという名称だった。申立人が私と同じ職場に勤務していたことは知らなかったが、後に共に入社した事業所勤務時に申立人からA社に勤務していたことを聞いた。」と供述していることから、申立人が申立期間において

同社に勤務していたことが認められる。

これらのことから、上記のD 渉外労務管理事務所に係る被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、昭和 24 年 6 月 25 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25 年 3 月 23 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 22 日

私は、A社に平成17年4月1日から19年3月末日まで勤務していた。18年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が提出した賞与支払明細書から、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額(50万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成4年4月から同年9月までは18万円に、同年10月から5年2月までは19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年3月21日まで
A社に勤務していた時の標準報酬月額が、実際の金額より低く記録されているので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成4年4月から同年9月までは18万円、同年10月から5年2月までは19万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（5年3月21日）より後の同年12月17日付けで、遡って4年4月から同年9月までは16万円、同年10月から5年2月までは17万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人を含むA社の厚生年金保険被保険者の全員（7名）の標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人と同様の遡及訂正処理が行われている同僚が所持している給与明細書から、訂正前の標準報酬月額で厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このように遡って記録を訂正する処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年4月から同年9月までは18万円、同年10月から5年2月までは19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年12月までの国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年12月まで

私は、昭和48年6月に会社を退職したことを契機に、町役場で国民年金の加入手続を行い、併せて付加年金の加入手続も行った。加入手続後の国民年金保険料については、定額保険料に加えて付加保険料を金融機関で納付書により定期的に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年6月に国民年金の加入手続及び付加年金の加入手続を町役場で行い、定額保険料に加えて付加保険料を金融機関で納付書により納付していたと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、50年1月頃と推認できることから、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

また、申立人は、昭和50年1月23日に国民年金に任意加入していることが申立人の国民年金被保険者名簿、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の特殊台帳によると、申立人は昭和50年1月から国民年金保険料の納付を付加保険料を含めて開始していることが確認できる上、49年12月の欄に「納付不用」の印が押されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 4 月に結婚し、当時、夫婦二人とも国民年金に未加入だったが、夫と相談し、区の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料は 2 年遡って納付することができる」と説明され、それまでの公的年金の加入状況から、夫は、丸 2 年遡って保険料を納付することができるが、私は、過去に厚生年金保険の加入期間があるので、51 年 7 月までしか遡れないことなどを教えられ、教えられたとおり、夫婦がそれぞれ遡って納付できる期間を納付することにした。

一緒に国民年金に加入して、遡って国民年金保険料を納付した夫は、昭和 50 年 7 月以降の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月に結婚した当時は、夫婦とも国民年金に加入していなかったが、夫婦で相談の上、A 区の出張所で夫婦二人が国民年金の加入手続を行ったと述べている。しかし、申立人の夫については、同年 9 月に同区に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、申立人については、その夫の手帳記号番号の前後の番号を始め、対象範囲を広げて調査したが、同区で申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡が見当たらず、申立期間当時の申立人の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人は、昭和 54 年 7 月又は同年 8 月に、B 市で国民年金の加入手続を行ったと推認される。申立人が述べてい

るように、申立人がA区で国民年金の加入手続を行い、手帳記号番号が付与され、同手帳記号番号で申立期間の国民年金保険料を納付していたのであれば、継続して保険料を納付していた被保険者に対して、B市で新たに別の手帳記号番号が払い出される理由は見当たらず、申立人は、同年にB市で、初めて国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人及びその夫は、昭和52年当時、A区で、夫婦とも、国民年金保険料を遡って納付することができるが、過去の公的年金の加入状況等から、申立人とその夫では、遡って保険料を納付することができる期間に違いがあると聞き、夫婦とも、国民年金に加入し、それぞれ遡って納付することができる期間の保険料を遡って納付したはずであると述べている。当時の、申立人及びその夫の公的年金の加入状況等は、申立人及びその夫がA区で聞いたとする内容と一致しており、確かに、申立人の夫については、A区で国民年金に加入した事実は認められ、夫の国民年金手帳記号番号の払出時期から、加入手続時期前の保険料は遡って納付されたと考えられる。しかし、前に述べたように、申立人については、同区に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立人及びその夫が、A区で聞いたとする説明が当時の夫婦の公的年金の加入状況等と一致していたと考えられること、及び申立人の夫の加入手続時期前の保険料が遡って納付されたと考えられることをもってしても、申立人が、A区で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとまでの心証を得ることは難しい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年12月まで

私は、20歳になった昭和46年*月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、納付書が送られてきたので、自宅近くにあった農協で、毎月、納付していた。1か月の保険料額は、最初の頃は3,000円ぐらいで、その後、段々と値上がりして、9,000円から1万2,000円ぐらいになったことを憶えている。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年*月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、納付書が送られてきたので、自宅近くにあった農協で、毎月、納付していたと主張しているが、申立人は、51年1月に、国民年金に任意加入していることが、申立人の被保険者名簿により確認できる上、オンライン記録でも、申立人が、申立期間当時国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料月額、申立期間当時の保険料月額と大きく相違している上、申立人が居住する市において、保険料を毎月納付することができるようになったのは、昭和61年4月以降であることが確認できることから、保険料の納付周期についての申立人の主張と一致

しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 49 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 49 年 7 月まで

私が 20 歳になった昭和 47 年*月頃に、私の父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、父親が、家族の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 47 年*月頃に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、父親が家族の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 50 年 9 月と推認でき、国民年金の加入時期についての申立人の主張と一致しない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その父親が申立人の国民年金保険料を家族の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立期間直後の昭和 49 年 8 月から 50 年 3 月までの保険料は、充当により納付済みとなっていることが特殊台帳から確認できる上、自主納付者収滞納一覧表によると申立人及びその姉の昭和 50 年度における保険料の納付時期が異なることが確認できることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月及び同年 5 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月
② 昭和 43 年 5 月から 47 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 43 年*月頃に、私の母親が、当時居住していた市の市役所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間①及び②当時は、私は浪人中で、会社に勤めたこともあったが 1 か月で辞めて、受験に備えていたので収入は無かった。そのため、加入手続後の国民年金保険料については、母親が全て納付してくれていたと母親から聞いている。

申立期間の国民年金保険料の納付が認められても、保険料の納付済みの期間及び免除の期間の合計が 300 か月には至らず、老齢基礎年金を受給することはできないと思うが、母親が納付してくれたはずの当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に關与しておらず、当該期間の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に他界しており、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20 歳になった昭和 43 年*月頃に、その母親が、当時居住していた市の市役所で、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであると述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、49 年 6 月以降と推認され、申立内容とは一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和 49 年 6 月以降

の時期において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには、申立人に既に付与されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から国民年金の加入手続時期を通じて、同一市内に居住していたとしているため、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。ちなみに、推認される申立人の国民年金の加入手続時期において、遡って納付することができるのは47年4月までの保険料であるが、現に、オンライン記録によると、申立人の同年同月以降の保険料は納付済みであり、制度と記録が一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から51年3月まで

私は、自身の国民年金の加入手続についてはよく憶えていないが、昭和50年3月又は51年3月頃、結婚するに当たり、夫が、私の年金の記録を調べてくれたとき、未納とされている期間があることが分かり、特例納付により納付することができるということであったので、夫と一緒に区役所に行き、同期間の国民年金保険料を、全額現金でまとめて納付した。

私は、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月又は51年3月頃、当時未納とされていた期間の国民年金保険料を特例納付により区役所で、現金でまとめて納付したと主張しているが、申立人及び申立人と共に申立人の保険料を納付したとするその夫は、国民年金の加入手続について憶えていないことに加え、保険料の納付時期の記憶も定かではなく、通常、特例納付に係る保険料を収納することができない区役所で納付したと述べるなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和55年1月と推認されることに加え、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人が述べている50年3月又は51年3月頃は、申立期間の国民年金保険料を納付することができない。仮に、申立人が主張するように同時期に申立人の国民年金の加入手続がなされていた場合、同時期は、第2回特例納付制度の実施期間で

あり、申立期間の保険料を納付することが可能であったと認められるものの、申立人及びその夫が当該期間の保険料として納付したとする金額は、実際に同制度等を利用して納付した場合の保険料額とは乖離^{かい}しており、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、昭和 50 年 3 月又は 51 年 3 月頃、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張とは異なるものの、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される 55 年 1 月は、第 3 回特例納付制度の実施時期であり、現に、申立人の 36 年 4 月から同年 9 月までの保険料は同制度により遡^{さく}って納付されていることが確認できる。しかし、申立人は、55 年 1 月から自身が 60 歳に到達するまでの保険料を継続して納付し、かつ、国民年金の加入手続時期より前の期間を通算対象期間（現在の合算対象期間）として合算したとしても、老齢年金の受給資格期間を満たすことができないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して、36 年 4 月から同年 9 月までの保険料のみを特例納付により納付したものと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 21 年 4 月から 23 年 4 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月から 23 年 4 月まで

私は、平成 19 年 1 月に社会保険事務所(当時)で、国民年金の任意加入被保険者は付加保険料を納付することができないと誤った説明を受けた。また、21 年 3 月に加入可能月数に到達したにもかかわらず、22 年に送付された「ねんきん定期便」では、21 年 4 月から同年 11 月までの期間を未納期間とされ、23 年 3 月には年金事務所で国民年金被保険者の資格喪失申出書を提出するよう求められた。

これら私に対する行政側の事務処理の不手際等を勘案し、付加保険料が未納となっている昭和 55 年 10 月から 57 年 10 月までの期間に相当する 25 か月分の付加保険料を、加入可能月数に到達したことにより国民年金の被保険者資格を喪失した平成 21 年 4 月から納付する機会を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 10 月から 57 年 10 月までの期間に相当する 25 か月分の付加保険料を、平成 21 年 4 月から納付する機会を認めるよう主張しているが、申立人は同年 3 月に満額の老齢基礎年金を受けることができる加入期間を満たしたことにより、国民年金の被保険者資格を喪失していることから、申立期間は国民年金の被保険者期間ではなく、付加保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、今回の申立てにおいて、昭和 55 年 10 月から 57 年 10 月までの付加保険料を納付していたとの主張は無く、申立人に対する行政側の事務処理の不手際等を勘案し、申立期間について付加保険料を納付する機会を付与するよう主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、国民年金保険料の納付の有無について検討し年金記録の訂正の要否を判断するものであ

り、保険料の納付に関する法律の規定や制度の運用の当否について判断することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年3月までの期間及び同年4月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年3月から44年3月まで
② 昭和44年4月から51年12月まで

夫が昭和43年3月に会社を退職後しばらくしてから、私が、区役所で私及び夫の国民年金の加入手続を行ったと思う。

その後、時期は憶^{おぼ}えていないが、区役所で夫婦二人分の国民年金保険料を遡^{おぼ}ってまとめて納付した記憶がある。

申立期間①が未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和43年3月に会社を退職後しばらくしてから、区役所で申立人及びその夫の国民年金の加入手続を行い、その後、時期は憶^{おぼ}えていないが、区役所で夫婦二人分の国民年金保険料を遡^{おぼ}ってまとめて納付した記憶があると主張しているが、申立人から、直接事情を聴取することができないため、申立期間①及び②の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和44年4月であることが、申立人が所持している年金手帳及び申立人の特殊台帳により確認できる上、オンライン記録でも、申立人が、申立期間①当時に、国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間①は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から平成8年5月までの国民年金被保険者期間の記録については、訂正する必要があると認めることはできず、21年2月から同年11月までの期間については、国民年金に加入していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から平成8年5月まで
② 平成21年2月から同年11月まで

私は、申立期間①について、いつどこで国民年金の加入手続を行ったのか全く憶えておらず、国民年金保険料の免除の申請手続を行った憶えも無く、昭和48年12月及び49年1月の保険料納付済期間を含め、私自身が当該期間に係る国民年金の諸手続等を行ったとされている全ての手続を取り消し、現在、未納、納付済、免除とされている年金記録を消してほしい。そのことにより、当該期間が国民年金に未加入とされても構わない。

また、申立期間②について、平成21年3月頃に区役所で国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料を納付してはいないが、国民年金の加入手続自体は行ったので、当該期間が未加入とされているのに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人自身が国民年金の加入手続を行ったことも、国民年金保険料の免除の申請手続を行ったことも、全て憶えが無く、自分自身が手続をした憶えが無いのだから、当該期間に係る国民年金の全ての記録を取り消してほしい、その結果、当該期間が国民年金に未加入とされても構わないと主張している。

しかし、申立人には国民年金手帳記号番号が付与されており、同手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の国民年金加入手続時期は昭和48年4月又は同年5月に行われた

と推認され、申立人は同加入手続に伴い、20歳到達月の47年*月に遡って国民年金の被保険者資格を取得し、その後、平成8年6月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、法律上当然に国民年金の被保険者であったと考えるのが自然である。

また、申立期間①のうち、昭和48年12月及び49年1月の国民年金保険料の納付済期間及び53年4月から57年3月までの保険料免除期間は、申立人のオンライン記録、特殊台帳及び申立人が申立期間①当時に居住した複数の市区の国民年金被保険者名簿等の関連資料において、それぞれが保険料納付済期間及び保険料免除期間とされていることから、48年12月及び49年1月の保険料が納付されたとする記録及び53年4月から57年3月までの保険料が免除されたとする記録に誤りがあるとは考えにくく、「自身で手続を行った記憶が無く、申立期間①について国民年金の加入記録等を取り消してほしい。」とする申立人の主張をもって、申立期間①において保険料未納期間、保険料納付済期間及び保険料免除期間とされている記録を訂正することはできない。

さらに、申立期間②について、申立人は平成21年3月頃、当時居住した区の区役所で国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、オンライン記録によると、申立人に対し、23年8月に当該期間に係る国民年金の「未加入期間国年適用勧奨」が行われていることが確認でき、当該期間に係る国民年金の加入手続が行われていなかったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和47年9月から平成8年5月までの国民年金被保険者期間については、記録を訂正する必要があると認めることはできず、21年2月から同年11月までの期間については、国民年金に加入していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚後の昭和 54 年 3 月に、当時住んでいた市の市役所で、国民年金の任意加入手続を行った。その際、職員から「付加保険料はどうしますか。」と聞かれたので、その場で付加保険料も納付することに決めた。加入手続後、付加保険料は、送られてきた納付書で、国民年金保険料と併せて納付していた。その後、転居したときも、転居先で、同様に、納付書がきたらそのまま納付していた。私は、国民年金に任意加入した際、付加保険料を納付することに決めたことをはっきりと憶えており、申立期間が、付加年金に未加入で付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の際、職員から付加保険料のことを聞き、同保険料を納付することを決めたことは憶えているものの、同保険料を納付するための付加年金の加入手続については具体的に憶えていないとしている上、その後、2回にわたり住所変更手続を行っているが、両方とも、付加年金に係る取扱いについての記憶は無いとしているなど、申立期間当時の付加年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、申立期間の付加保険料を、送られてきた納付書で、定額保険料と併せて納付していたと主張しているが、当該期間当時居住していた市及び区の国民年金被保険者名簿等から、申立人が、当該期間に付加年金に加入していたことは確認できないことに加え、オンライン記録によると、申立人の付加年金に加入する申出は、平成 20 年 3 月になされており、同年同月前に同申出がなされている記録は見当たらないことから、当該期間当時、付加年金の加入手続はなされておらず、定額保険料に付

加保険料額を合わせた金額の納付書が発行されていたとは考えにくく、現に、同記録によると、当該期間のうち、昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの前納した期間の保険料額は、定額保険料のみの金額であることが確認できることから、当該期間の付加保険料を定額保険料に併せて納付したとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立期間は 80 か月以上に及び、上述のとおり、申立人は複数の自治体に居住しており、これだけの期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6318

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から51年3月まで

私は、20歳になる前から自営業だった実家の手伝いをしていた。当時、既に国民年金に加入していた両親は、私が20歳になったら、国民年金の加入手続をしてくれると言っていたので、私の国民年金の加入手続は、母親が行ってくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、結婚前は、私の母親が納付し、結婚後は、口座振替に切り替え、私の妻の分と一緒に口座振替で納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和44年7月から47年4月までの期間について、申立人は、申立人が20歳になった44年*月に、その母親が国民年金の加入手続を行い、その後、47年5月に申立人が結婚するまでは、その母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたと思うと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付を行ったとされるその母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の国民年金の加入手続は昭和51年6月に行われたと推認され、加入手続時期についての申立人の主張とは一致していないことに加え、加入手続が行われたと推認される同年同月の時点において、申立期間のうち、その母親が国民年金保険料を納付

していたとされる 44 年*月から 47 年 4 月までの保険料は時効により納付することはできず、申立人の母親が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号が払い出されていることが必要であるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

- 2 申立期間のうち、申立人が結婚した昭和 47 年 5 月から 51 年 3 月までの期間について、申立人は、その妻の国民年金保険料と一緒に、保険料は口座振替で納付していたと述べている。しかし、前に述べたように、申立人の国民年金の加入手続は同年 6 月に行われたと推認され、当該期間のうち、一部の期間の保険料は時効により納付することができず、当該期間に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡もない。

また、推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料は、遡って納付することはできたが、申立人は、結婚後の保険料は、その妻の分と一緒に口座振替で納付していたとするのみで、遡って保険料を納付したことがあるとは述べていないことに加え、口座振替では遡って保険料を納付することができない。

さらに、これまで述べたことに加え、申立人の妻は、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で付与されていることを考え合わせると、申立人は、結婚後その妻と共に、推認される加入手続時期である昭和 51 年 6 月に夫婦で国民年金に加入し、当該年度から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

- 3 申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から48年5月まで

私は、私の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について、時期は不明だが、私の父親が行ってくれたと思う。

私は、昭和48年6月又は同年7月頃、父親から、1枚の領収証書を受け取った。その際、父親から、「将来年金をもらうときに必要なものだから大事に持っておきなさい。通帳と同じだから。」と言われたことをよく憶えている。

初めてねんきん特別便を受け取ったとき、国民年金保険料が未納とされている期間があったことに気付いたので、父親からもらった領収証書を確認してみると、確かに、その領収証書に記載されていた期間及び月数が、未納とされている期間と一致していた。そこで、同特別便に記載されていた問い合わせ先に、その領収証書を提出すると申し出たが、「不要である。」旨回答されたので、しばらく保管していたが、2年ぐらい前に紛失してしまった。

私が所持していた領収証書は、父親が申立期間の国民年期保険料を納付したことを示す領収証書に間違いのないと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年6月又は同年7月頃、その父親から、1枚の領収証書を受け取ったことを記憶していたが、ねんきん特別便で、国民年金保険料が未納とされている期間があったことから、改めて当該領収証書を確認したところ、当該領収証書に記載されていた期間及び月数が、ちょうど保険料の未納期間とされている期間と一致していたことから、申立人の父親が申立期間

の保険料を納付していたはずであると主張している。しかし、申立人は、57年12月6日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間当時において、既にその父親が国民年金の加入手続を行っていたと思うとする申立内容とは一致していない。

また、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人が当該期間当時居住していた市で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無く、当該期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が、その父親から受け取り最近まで所持していたとする領収証書について、申立人の「父親から受け取った領収証書は1枚で、その領収証書に書かれていた期間と、未納とされている期間が一致していた。」との主張について、当委員会において、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収証書であるか詳細に検討した。その結果、当該期間は複数年度に及んでいることから、申立人がその父親から当該領収証書を受け取ったとする昭和48年6月及び同年7月の時点で、申立人の父親が当該期間の保険料の納付を終えていたのであれば、後述する特例納付を利用しない限り、当該期間の保険料を納付するためには、複数の種類の納付書が必要であったと考えられ、申立人の父親が、それら複数の納付書を用いて、当該期間の保険料を全て納付したと仮定した場合、それぞれの納付書に対応する領収証書も複数存在するはずであるとの結論に達した。これに加え、45年7月から50年12月にかけて実施された、第1回及び第2回特例納付を利用した可能性についても検討したが、その実施期間や対象とされた期間等からみて、これらの特例納付を利用したとは考えられず、申立人の述べている当該領収証書の形状等も当該期間当時使用されていた領収証書の形状等とは必ずしも一致していないことを踏まえると、申立人の主張のみをもって、その父親が、当該期間の保険料を納付し、申立人が所持していたとする領収証書が発行されたことまで認めることは難しい。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 1 月まで

私は、最初の会社を退職後、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、次の会社に就職後、市内で転居した昭和 62 年 8 月以降に、申立期間である 7 か月分の国民年金保険料の納付書が 2 回から 3 回送付されてきたことを憶えている。このため、私は父親と相談し、保険料を納付することに決め、最初は 2 か月分納付し、その後は、生家近くの郵便局又は金融機関で、毎月 1 か月分ずつ計 4 回ぐらいに分けて納付したと思う。私は、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 8 月以降に、申立期間の国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、当該期間の保険料を納付したと述べているが、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年より前に申立人に付与された厚生年金保険被保険者記号番号が申立人の基礎年金番号となっており、同番号により申立人の国民年金の被保険者記録が作成されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、初めて申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、少なくとも同年以降であることに加え、8 年 5 月から勤務していた会社を退職した時期（11 年 3 月）及び申立人自身の国民年金保険料の納付書作成記録から、申立人の国民年金の加入手続時期は 11 年 3 月から同年 9 月までの間に行われたと推認され、申立人が保険料を納付することができるのは同時期以降であり、その時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、最初は 2 か月分納付し、その後は、毎月 1 か月分ずつ計 4 回ぐらいに分けて納付したと述べているが、

国民年金の加入手続を行った記憶は無く、当該期間の保険料の納付金額、納付時期についても憶^{おぼ}えていないとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6321 (事案 5643 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から51年3月まで

私が32歳の頃、父親から、「これからは自分で国民年金保険料を納付しなさい。」と言われ、現在所持している年金手帳を渡されたので、その後の保険料は、納付書により、自身で納付してきた。

私は、父親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、当該期間が未納となっていることに納得がいけないとして申立てを行ったが、第三者委員会から、平成23年6月8日付けで「年金記録の訂正のあっせんは行わない。」との通知を受け取った。

前回の申立ての際には、次兄と連絡が取れなかったが、その後、次兄から当時の父親とのやり取りを証言してもらえることになった。また、父親が他の兄弟と私を差別するような人ではなかったことを示す資料として、遺言書のコピーを提出するので、これらを新たな資料・情報として再度審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、申立人の20歳の誕生日に、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は、加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界しているため、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明であることに加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月に、当該期間当時同居していたとする申立人の長兄夫婦と連番で払い出されており、申立内容と一致しないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会

の決定に基づき平成 23 年 6 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付について、その次兄から、申立人の父親が申立人の 20 歳の誕生日に申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことについて証言が得られるとして、その証言を基に、再度当委員会において審議を行うよう主張した。このため、申立人の次兄が当委員会に提出した書面について、当委員会において、申立人の次兄に聞き取りを行った結果、申立人の次兄からは、「昭和 42 年頃、父親から、父親が妹（申立人）の 20 歳の誕生日に国民年金の加入手続を行い、以後の保険料を納付してきたと聞いたことがある。」との証言が得られたものの、申立期間の保険料の納付方法や納付額等についての具体的な証言を得るには至らず、申立人から提出のあった、その父親の遺言書とされる書面にも、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせるまでの記載は無い。

また、申立人は、昭和 51 年 11 月にその長兄夫婦と一緒に払い出された国民年金手帳記号番号で、同年 4 月以降の国民年金保険料を納付していることが確認できるため、申立人が述べるように、38 年*月にその父親が国民年金の加入手続を行い、申立人に別の手帳記号番号が付与され、その父親が申立期間の保険料を納付していたのであれば、継続して保険料を納付していた申立人の父親が、51 年 11 月に再度加入手続を行い、新たに別の手帳記号番号が付与されたことになるが、そのような特殊な事情が存在することをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

以上述べたように、本事案において、申立人に申立期間当時、別の手帳記号番号が付与されていたと認めることは、制度上、相当困難であると考えざるを得ず、申立人の次兄の証言及び提出された申立人の父親の遺言書とされる書面をもってしても、当該期間に係る保険料の納付を認めることは難しい。

このように、今回の申立ては、当委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、口頭意見陳述においても、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける具体的な供述等が得られないことに加え、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6322

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年8月まで

私の夫が昭和47年3月に、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、郵送されてきた国民年金保険料の納付書に従い、金融機関で納付した。

私の夫が昭和47年1月分まで、私の国民年金保険料を遡って納付したから、市役所の職員が、私の年金手帳に被保険者資格取得日として「昭和47年1月1日」と記入したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとするその夫は、自身及び申立人の国民年金の加入手続について、昭和39年4月及び47年3月に、それぞれ市役所で行ったと述べている。しかし、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、52年9月に行われたものと推認され、申立人夫婦の手帳記号番号は同年同月に払い出されており、同時期に国民年金の加入手続を行ったと考えられることに加え、申立人が所持しているオレンジ色の年金手帳は、49年11月以降に使用されたものであり、申立人が国民年金の加入手続を行ったのも、少なくともこの時期以降であると考えられるなど、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和52年9月時点において、申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から

手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その夫が昭和47年1月分まで、申立人の国民年金保険料を遡って納付したため、市役所の職員が、申立人の所持する年金手帳に被保険者資格取得日として「昭和47年1月1日」と記入したと主張しているが、その日付は、保険料の納付の有無に関係なく、強制加入期間の初日まで遡って被保険者資格取得日を記入することから、保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から同年12月まで

平成10年4月頃、私の母親が、私の国民年金の加入手続を区役所で行った。私は、その際発行された年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が、区役所で私と両親の免除の申請手続を行ったと言っている。母親は、免除の申請手続について具体的に憶えていない^{おぼ}そうだが、欠かさず保険料の免除の申請手続を行っていたと思うので、申立期間の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料の免除の申請手続を行ったとする申立人の母親は、その家族の保険料の免除の申請手続を継続して行っていたと述べており、確かに、平成10年4月から14年3月までの期間について、申立人及びその両親の保険料は、免除された期間となっているものの、同年4月以降、申立人の両親の保険料の免除の申請手続が行われていたことをうかがわせる形跡は見当たらず、申立内容と一致していない上、申立人の母親は、申立期間の保険料の免除の申請手続について具体的な記憶が無いとしており、当該期間の保険料の免除の申請状況は不明である。

また、申立期間は、基礎年金番号が導入され、同基礎年金番号により国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた平成9年1月以降の時期であり、さらに、保険料収納事務が国に一元化され、事務処理の電算化が一層促進された14年4月以降の時期であるため、記録管理に誤りがあったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す

関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 54 年 9 月頃に国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、市役所の出張所又は金融機関で納付していた。58 年 4 月頃に A 市から B 市へ、その後間もなく B 市から C 市へ転居したが、自宅に届いた納付書により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 9 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、市役所の出張所又は金融機関で納付していたと主張しているが、C 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金の被保険者資格喪失日は 58 年 4 月 1 日となっている上、その夫は同年同月から共済組合に加入していることから、申立期間は国民年金の任意の未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和 58 年 4 月頃に A 市から B 市へ、その後間もなく B 市から C 市へ転居し、自宅に届いた納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が A 市から C 市へ国民年金の住所変更手続を行ったことは確認できるものの、A 市から B 市へ住所変更手続を行った形跡は見当たらない上、C 市の国民年金被保険者名簿によると、前述のとおり、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できることから、申立人に対して B 市及び C 市から申立期間に係る納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、A 市によると、納付書は住民票と突合した上で発行しており、仮

にA市から他の市町村へ転出した国民年金被保険者に納付書が発行されたとしても、A市の納付書により他の市町村で国民年金保険料を納付することはできないとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 50 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 50 年 8 月まで

私は、20 歳になった翌月の昭和 39 年*月に、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、郵送されてきた国民年金保険料の納付書に従い、金融機関で納付した。私が国民年金の加入手続を行ったのは、同年同月だが、市役所の職員が、私の年金手帳に加入日を「昭和 39 年*月*日」と記入してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身及びその妻の国民年金の加入手続について、昭和 39 年*月及び 47 年 3 月に、それぞれ市役所で行ったと述べている。しかし、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、52 年 9 月に行われたものと推認され、申立人夫婦の手帳記号番号は同年同月に払い出されており、同時期に国民年金の加入手続を行ったと考えられることに加え、申立人が所持しているオレンジ色の年金手帳は、49 年 11 月以降に使用されたものであり、申立人が国民年金の加入手続を行ったのも、少なくともこの時期以降であると考えられるなど、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和 52 年 9 月時点において、申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、市役所の職員が、申立人の所持する年金手帳に、加入日として「昭和 39 年*月*日」と記入してくれたため、その頃、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、その日付は、加入手続時期に関係なく、強制加入期間の初日まで遡って記入することから、国民年金の加入手続時期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から平成元年3月まで

私は、昭和56年2月に会社を退職したため、同年4月頃に、母親が、社会保険事務所（当時）で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。申立期間の国民年金保険料については、母親が、金融機関や区役所などで納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年2月に会社を退職したため、同年4月頃に、その母親が、社会保険事務所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関や区役所などで納付してくれていたと思うと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、平成元年6月から同年8月頃までの間に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年8月に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6327

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、会社を退職してすぐの昭和 38 年 4 月頃に、市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、市役所の支所で国民年金保険料を納付していたと思う。

年金事務所へ確認したところ、申立期間は、厚生年金保険に加入していた期間及び国民年金の未加入期間であると説明されたが、私は、申立期間当時は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずであるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職してすぐの昭和 38 年 4 月頃に、市役所の支所で国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、42 年 1 月又は同年 2 月頃であると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 2 月頃に払い出されていることが確認できる上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、市役所の支所で国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立人が所持している年金手帳、申立人の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 42 年 1 月とされており、オンライン記録でも、申立人が、申立期間当時、

国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である上、申立人は、保険料の納付方法及び納付周期について、具体的に憶^{おぼ}えていないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料及び51年4月から54年2月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から54年2月まで

私の母親は、昭和51年4月に区役所で私の国民年金の加入手続及び付加年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、母親が、付加保険料を含めて自身と私の二人分を自宅に来ていた集金人に一緒に納付していた。同年同月から53年3月までの保険料及び51年4月から54年2月までの付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和51年4月に区役所で申立人の国民年金の加入手続及び付加年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、母親が、付加保険料を含めて自身と申立人の二人分を自宅に来ていた集金人に一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和54年3月と推認でき、その時点において、申立期間のうち一部の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の所持する年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録から、申立人が付加保険料の納付を申し出たのは昭和54年3月と確認でき、付加保険料については、制度上、納付する旨を申し出た月より前に遡って納付する

ことは認められていないことから、同年同月の時点において、51年4月から54年2月までの付加保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料及び51年4月から54年2月までの付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料及び51年4月から54年2月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年8月までの期間及び4年9月から5年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月から3年8月まで
② 平成4年9月から5年10月まで

私は、平成7年10月頃に、父親から国民年金保険料に未納が無いか確認したほうが良いと言われたので、母親と一緒に市役所へ行き、保険料の納付状況を確認した。その際に、未納期間があることが分かったので、当該期間の保険料の納付書を郵送してもらうことにした。

その後、自宅に届いた納付書により、毎月、郵便局で申立期間①及び②の国民年金保険料を1か月分ずつ納付していた。申立期間①の保険料は月額1万円ぐらい、申立期間②の保険料は月額1万1,000円から1万2,000円ぐらいだったと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年10月頃に、市役所で国民年金保険料の納付状況を確認した際に、未納期間があることが分かったので、当該期間の保険料の納付書を郵送してもらうこととし、その後、自宅に届いた納付書により、毎月、郵便局で申立期間①及び②の保険料を1か月分ずつ納付していたと主張しているが、同年同月の時点では、申立期間①のうち、2年10月から3年3月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①の一部を含む、i) 平成3年4月から同年9月までの国民年金保険料は、同年11月に、厚生年金保険等加入との理由により、2年4月から同年9月までの保険料として充当され、残額は還付されていることが、

オンライン記録により確認できること、ii) 申立人の3年4月の国民年金の被保険者資格喪失の記録は、10年7月に、3年9月に訂正されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が保険料の納付を始めたとする7年10月頃の時点では、当該期間は、国民年金の未加入期間であったと推認でき、保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、申立人の平成4年9月の国民年金の被保険者資格取得の記録及び7年11月の被保険者資格喪失の記録は、同年12月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、その時点で、申立期間②は、国民年金保険料の未納期間とされたものと推認でき、その時点では、申立期間②は、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間②直後の、平成5年11月から7年3月までの国民年金保険料は、同年12月から9年4月までの間に、毎月、過年度納付されていることが、申立人のオンライン記録により確認できる上、申立人が納付したとする保険料月額は、5年11月から7年3月までの期間当時の保険料月額とおおむね一致していることから、申立人が納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが合理的である。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から44年3月まで
② 昭和44年4月から51年12月まで

私は、昭和43年3月に会社を退職した後に、国民年金の加入手続を行っていなかったが、53年7月から55年6月までの間に、国民年金保険料を遡って納付することができることを知ったので、妻が、区役所で私及び妻の国民年金の加入手続を行ったと思う。

その後、妻が、区役所の窓口で申立期間①及び②の夫婦二人分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと思う。

申立期間①が未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年7月から55年6月までの間に、その妻が、区役所で申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行い、その後、その妻が、区役所の窓口で申立期間①及び②の夫婦二人分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと思うと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①及び②の夫婦二人分の保険料を遡ってまとめて納付したとするその妻から、直接事情を聴取することができないため、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和44年4月であることが、申立人が所持している年金手帳及び申立人の特殊台帳により確認できる上、オンライン記録でも、申立人が、申立期間①当時に、国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間①は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間で

ある。

さらに、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和54年2月に、連番で払い出されており、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人及びその妻の国民年金の加入手続は、同年3月頃に行われたものと推認でき、その時期は、第3回特例納付の実施期間中であり、申立期間②は、第3回特例納付により、国民年金保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人が主張する、その妻が遡ってまとめて納付したとする金額は、申立期間②の夫婦二人分の保険料を第3回特例納付により納付した場合の金額と大きく乖離^{かい}している。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から28年10月1日まで
私は、昭和21年8月22日から28年9月30日までの期間においてA社に勤務していたはずであるが、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が26年10月1日となっている。申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において昭和28年9月30日まで勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人がA社の後に勤務したB社において、申立人と同日に資格取得している同僚は、「私は同社に昭和27年10月に入社した。申立人は私の約1週間後に入社してきたことを記憶している。申立人から、B社に入社する前は、A社ではなく、C県D市の事業所で勤務していたと聞いた。」と供述している。

また、上記の供述について申立人に確認したところ、申立人は、「昭和27年にA社のあったE県からC県へ引っ越して、同年2月頃からD市のF社でアルバイトとして勤務していた。」と供述している。

さらに、申立人が当時A社において勤務していたとして名前を挙げた同僚3名は、いずれも死亡又は所在不明であり、同社の現在の事業主は、申立期間当時の資料は保管されておらず不明としており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、上記の同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち、一部期間においてB社に勤務していたことがうかがえるものの、同社は申立期間に

においては厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当該同僚は、「会社が厚生年金保険の適用事業所になる昭和 28 年 10 月までは、支払われた給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と述べている。

このほか、申立人は給与明細書を保管しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月26日から36年3月15日まで
厚生年金保険の記録によると、母がA社B工場に勤務していた期間の被保険者記録が欠落している。現在は所持していないが、父の日記に、母が同社B工場に勤務し始めた期日の記載があったことを私は記憶している。給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の元労務担当者の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は既に解散しており、当時の事業主からの証言が得られないため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の元労務担当者は、「申立期間において、申立人は臨時又はパート従業員であった。A社では、定期採用の正社員は入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたが、中途及び臨時採用者は厚生年金保険に加入できなかった。従業員の待遇によって、厚生年金保険の加入手続が異なっていた。」と回答しており、同社では、全ての従業員を入社と同時に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は既に死亡している上、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和36年3月15日に被保険者資格を取得し、50年6月30日に同資格を喪失したことが確認でき、オンライン記録と一致する。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 7 年 5 月 21 日まで

私は、申立期間において、A社B支店でC職として勤務していた。この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の退職金明細書により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 10 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、複数の同僚が、「A社は、平成 10 年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所になり、それ以前は国民年金及び国民健康保険に加入していた。申立期間に給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述をしている。

さらに、申立人の申立期間当時の住所地であるD市からの回答により、申立人は、申立期間を含む平成 3 年 4 月 4 日から 7 年 7 月 2 日までの期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できる上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月20日から31年10月21日まで
私の年金記録を確認したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間においては、ほかの支店に転勤や出向した記憶は無く、継続して同社B支店に勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に勤務していたと述べている。

しかしながら、A社が提出した申立人に係る従業員名簿（以下「人事記録」という。）の職歴欄及び異動履歴欄によると、申立人は、昭和29年12月（日付の記載無し。）に退職し、31年1月（日付の記載無し。）に日雇、同年9月21日に臨時従業員としての記録が確認でき、申立期間のうち、29年12月から31年1月までの期間における在籍は確認できない。

また、上記の人事記録における申立人の退職時期は、昭和29年12月となっているものの、A社は、「昭和29年11月10日現在の全従業員の名前が記載されている従業員名簿には、申立人の氏名は記載されていない。」と回答していることから、申立期間のうち、同年9月20日から同年12月までの期間における在籍は確認できない。

さらに、上記の人事記録において、申立人は、昭和31年1月に日雇、同年9月21日に臨時従業員となった旨が記載され、同年10月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているところ、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前のある同僚1名は「同社には、入社後、試用期間があり、その期間においては、臨時従業員として扱われてい

た。」と述べており、申立人と同じC係に所属し、申立人が名前を挙げた同僚2名は、それぞれその記憶する入社日の約1か月後に資格を取得し、そのうちの1名は、「入社当初は、臨時従業員であったと思う。」と述べている。

加えて、A社は、申立人に係る人事記録及び従業員名簿以外の資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）については、保存期間を経過しているため保管していないと回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、上記の被保険者名簿における申立人の被保険者記録は、オンライン記録と一致しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月から 8 年 3 月頃まで

私は、B市からC市D区に引っ越し、申立期間に、E駅の近くにあるA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社と賃貸契約を結んでいた貸主の証言から、同社が申立人の記憶する所在地にあったことが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は現在の所在地が不明である上、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所として確認ができず、商業・法人登記簿謄本の記録も確認できないことから、事業主から証言を得ることができない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず証言を得ることができない上、申立期間の雇用保険の記録も無いことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立期間は、オンライン記録において国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
私は、年金記録の確認を社会保険事務所（当時）で行った際に、A社に勤務していた期間が脱退手当金を支給済みの記録となっていた。B社を退職した際に会社から説明があり、脱退手当金を受給したが、A社に勤務した期間については受給していないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る脱退手当金は受給していないが、同社の後に勤務したB社については脱退手当金を受給したと述べている。

しかしながら、A社における申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、脱退手当金を受給したとしているB社における記号番号と同一番号で管理されており、当該記号番号はA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出されたことが確認できる上、申立人に係る脱退手当金は、B社及び申立期間のA社の被保険者期間を計算の基礎として支給され、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理も申立期間を含む脱退手当金が支給されたこととなっており、不自然な点は無い。

また、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年2月1日から34年2月1日まで
② 平成4年12月12日から5年12月頃まで

私は、昭和34年1月31日にA社（現在は、B社）を退職したが、厚生年金保険の被保険者記録では、33年2月1日に資格喪失したことになる。

また、平成5年12月頃にC社を退職したが、厚生年金保険の被保険者記録では、4年12月12日に資格喪失したことになる。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げた1名の同僚は、連絡先不明のために照会ができず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間における被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社は、「当時の資料を保管していないため、申立人の在籍等を確認することができない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

申立期間②について、申立人は、同僚2名の名前を挙げているが、オンライン記録において、当該2名は、C社における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

また、オンライン記録から、当該期間においてC社での被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者は

おらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、オンライン記録によると、C社は、平成10年4月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の事業主に照会したものの、回答が得られなかったことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月27日から8年1月5日まで

私は、申立期間において、A社のB店舗で正社員としてC職の仕事をしていたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB店舗の名刺及びA社の事業主の回答から、申立人が申立期間において、同社のB店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い上、事業主は、「A社は、厚生年金保険の適用事業所であったことは無く、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、申立人から提出された平成4年度市民税・県民税納税通知書に記載されている「社会保険料小規模共済等掛金」の金額及びA社が発行した平成5年分給与所得の源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」から、申立人は、3年及び5年について、厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 21 日から 42 年 3 月頃まで
私は、昭和 40 年 2 月 11 日にA社に入社し、42 年 3 月頃までの約 2 年間勤務したが、被保険者期間は 1 か月だけとなっている。申立期間の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に勤務していたと述べている。

しかしながら、申立期間に、A社の事業所別被保険者名簿に名前の記載がある同僚 10 名に文書照会したところ、回答があった4名のうち、3名は申立人のことを記憶しておらず、1名は、「私は、昭和 41 年 7 月から 42 年 6 月までが被保険期間となっているが、資格を取得した時期より 1、2 年前ぐらいからアルバイトで勤務していた。申立人は、私が入社した時には既に勤務しており、また、私より先に退職したと思うが、その時期については覚えていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態をうかがわせる供述を得ることができない。

また、前記の文書照会した以外の同僚の 1 名は、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得した同僚については記憶しているものの、申立人については、「私は、昭和 42 年の 2 月頃、A社に入社したが、同年 3 月頃まで勤務していたとする申立人のことは知らない。」と述べている。

さらに、申立人は、同僚であったか定かではないとしながらも、2名の男性の姓を挙げているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿に、これらの姓の者に係る記載は無い。

加えて、申立期間当時の事業主及び社会保険事務を行っていた同僚は既に死亡していることから、申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控

除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和40年3月21日となっており、オンライン記録と一致しており、このほか、申立人の申立期間における保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 1 月に A 社に入社し、試用期間終了後の同年 3 月に社員登用されたと記憶しているが、年金事務所に確認したところ、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 10 月 1 日となっており、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における上司や同僚等の名前を記憶しておらず、同社の事業主も、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人に関する取扱いを確認することができない。」と回答しているほか、申立期間に同社で被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者がいないことから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認することができない。

また、上記の複数の同僚が、「当時、A 社では、厚生年金保険の加入について、試用期間は原則として加入させず、試用期間後は、希望しない者には加入させない取扱いであった。」と供述しているところ、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を前納していたので、厚生年金保険への加入を希望しなかった。」と述べている。

さらに、申立人から提出された国民年金手帳及びオンライン記録において、申立人は、申立期間を含む昭和 43 年 6 月 14 日から 47 年 10 月 1 日まで国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7273 (事案 131 の再々々申立て、事案 953 の再々申立て、事案 4679 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 45 年 12 月 11 日まで

昭和 49 年 10 月頃に厚生年金保険被保険者証を紛失したため、A 社会保険事務所(当時)に出向き再交付の申請をしたところ、B 社(現在は、C 社)に勤務していた期間について脱退手当金が支給されていると言われた。

昭和 45 年 12 月に B 社を退職する際、脱退手当金という制度について説明を受けたが、年金を受給することを選択したので、当然脱退手当金を請求しておらず受け取った記憶もないので、申立期間について再度調査をして厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給済みである旨の「脱・A(社会保険事務所名)」の表記が記されており、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難いこと、ii) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、iii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 46 年 1 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前々回の申立てについては、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「脱退手当金の請求手続及び受給について覚えがない。」との

従来の主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回、申立人の申立内容は、当時一緒に勤務していたとする 2 名の同僚が申立人の脱退手当金の未受給について証言をするというものであるが、当該同僚に照会したところ、1 名は、会社から脱退手当金について説明を受けたものの、年金受給を選択したとして、退職 1 か月後から国民年金保険料を納付し、ほかの 1 名は、会社からの説明についての記憶は曖昧であるが、年金受給を選択したとして退職の翌月から国民年金保険料を納付しており、いずれも脱退手当金を受給していないことは確認できるが、この 2 名の同僚からは、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られず、そのほかにも、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 12 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金の受領のために居住地管轄の社会保険事務所（当時）に行ったことは無く、所在地も知らないため、脱退手当金の受領方法について銀行振込以外は考えられないとして、当時、申立人が唯一開設していた銀行口座に脱退手当金の入金記録が無いことから、脱退手当金を受け取っていないと主張している。

しかし、脱退手当金の支給が決定された昭和 46 年 1 月 22 日当時の脱退手当金の支給方法は複数あり、申立人の銀行口座に脱退手当金の入金記録が無いことが、脱退手当金を受給していないことにつながるものではない。

そのほかにも、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。

脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。

それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には「脱」表示があり、脱退手当金の支給記録が確認でき、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和46年1月22日に脱退手当金の支給が決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から7年3月29日まで
私は、A社において60歳定年後再雇用され65歳まで勤務した。

申立期間当時の給与明細書等は所持していないものの、再雇用後の給与額に変更は無いにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間に係る標準報酬月額が減少しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても、それより前の期間と変わらない給与額であったと述べている。

しかし、申立人とほぼ同時期にA社において定年後再雇用された複数の同僚は、給与額について、「10万円減額された。」又は、「1割減額された。」と述べている。

また、A社が加入していたB厚生年金基金における申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）の記録と同一であることが確認できる上、オンライン記録において、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、A社の元代表取締役は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができないと回答している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7275 (事案 5979 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 28 日から同年 9 月 16 日まで
② 昭和 34 年 9 月 1 日から 39 年 1 月 15 日まで

私は、脱退手当金を受け取った覚えは全くないので、再度調査をして申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、支給手続きが会社の代理請求により行われたというのであれば、そもそも会社の担当者が脱退を促すような説明をすること自体納得がいかず、着服等も考えられるので、私が脱退手当金を受け取ったという証拠を確認するか、当時の事務担当者と直接話をするなど納得のいく説明を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性61名のうち、申立人の資格喪失月である昭和39年1月の前後2年以内に資格喪失した者10名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9名について脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、申立人は、退職時に事務担当者から脱退手当金について説明を受け同意したと供述している上、支給記録のある同僚のうち1名は、事業主による代理請求があった旨の証言をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の同年6月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえ

ないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成23年6月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社の退職時に事務担当者の説明をよく理解しないままに厚生年金保険をやめると返事をしたことは認めるものの、そもそも会社の担当者が脱退を促すような説明をすること自体納得がいかず、脱退手当金を受け取った記憶は一切ないことから着服等も考えられるので、申立人自身が受領したことを確認できる領収書等の書類の提示を求めるとして、再度申し立てているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。

脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。

それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、改めて年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾や脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いか再検討を行ったが、申立人の資格喪失月である昭和39年1月の前後2年以内に資格喪失した者10名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9名について脱退手当金の支給記録が確認できること、支給記録のある同僚のうち1名は、事業主による代理請求があった旨の証言をしていること、申立人の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されていること、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の同年6月18日に支給決定されていることなどから、一連の事務処理に不自然さはいかたがはず、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾が無いばかりか、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7276

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月に高校を卒業後、B社に就職したが、すぐに退職し、自宅近くのA社の事業主の面接を受け、同年5月1日から同社に勤め始めた。50年3月末に子育てに専念するため退職したが、勤務した期間のうち、46年3月1日から50年4月1日までの期間しか厚生年金保険被保険者の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、「A社の開設当時、全ての事務処理を事業主夫婦が行っていた。厚生年金保険の加入については雇用形態や職種によって異なる扱いがあった。」と供述している。

また、事業主は、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に記載されている申立人の被保険者資格取得日が昭和 46 年 3 月 1 日であることから、申立期間については給与から保険料を控除していないと回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人のA社における被保険者資格取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月頃から 24 年 2 月頃まで

私は、昭和 20 年 9 月に大学を卒業し、同年 10 月頃に A 社（現在は、B 社）に入社し、同社 C 支店で D 業務を行っていた。入社から 1 年後ぐらいに建物が進駐軍に接收された後は、E 部所属として以前と同じ業務を行い、24 年 2 月頃まで勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社 C 支店に係る詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人が同社 C 支店に勤務していたことは認められる。

しかし、B 社が保管する退職者名簿において申立人の氏名は見当たらず、申立人が同僚として氏名を挙げた複数の同僚は、退職者名簿には氏名の記載があるものの、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において A 社で厚生年金保険の被保険者であった形跡が見当たらない。

また、B 社は、申立期間当時に A 社 C 支店に勤務していた従業員を厚生年金保険に加入させていたかは不明であると回答している。

さらに、申立人が勤務していたとする建物は、昭和 21 年 6 月 30 日に進駐軍に接收されているところ、申立人が氏名を挙げた同僚は、上記退職者名簿から、同年 7 月 16 日に A 社を退職となっていることが確認できる上、厚生年金保険記号番号払出簿及び旧台帳から、接收後の建物を管轄している F 渉外労務管理事務所において、進駐軍の従業員に社会保険制度が適用されるようになった 24 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 5 年 11 月 30 日まで
私が代表取締役であった A 社の厚生年金保険の被保険者記録において、申立期間の標準報酬月額が低く変更されている。申立期間当時は、会社の経営が大変厳しく厚生年金保険料を滞納したことはあったが、先日付小切手による分割払で全て納付した。標準報酬月額は変更したことは無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 2 年 4 月から 4 年 9 月までは 53 万円と記録されていたところ、同年 6 月 8 日付けで 9 万 2,000 円に引き下げられ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（5 年 11 月 30 日）より後の同年 12 月 24 日付けで、4 年 1 月から 5 年 10 月までが 9 万 2,000 円から 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A 社の閉鎖登記簿謄本の役員欄から、申立人は、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、二度にわたる標準報酬月額の訂正の届出について関与していないと主張しているものの、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった経緯について、申立期間当時、会社の経営は大変厳しく保険料の滞納があったため、先日付小切手で分割納付後、一時休業を考え健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届を提出したと供述している上、同社の社会保険事務手続は全て自身で行っていたと述べていることから、申立人が、当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、A 社の代表取締役であった申立人が、二

度にわたる自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から 48 年 3 月 26 日まで
私は申立期間において、A社でB職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の後に勤務したC社の保管する社員名簿及びB職員台帳の申立人に係る前歴欄にA社勤務の記載が確認できること、及び申立人の具体的な記憶から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は「当時の書類を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について不明である。」と回答している。

また、申立人が同じB職として名前を挙げた同僚2名は、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者となっていない上、別の同僚が名前を挙げた従業員も同社に係る厚生年金保険被保険者となっていないことから、当時、同社では厚生年金保険に加入していない従業員がいたことがうかがえる。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和 45 年 12 月 18 日から 48 年 5 月 21 日までの期間、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。